

最終更新

平成27年3月18日

修正履歴

指針名： 「価格等調査ガイドライン」の取扱いに関する実務指針

注：字句・文言等の軽微な修正で、「指針の制定改廃に関する規程」第8条第1項但書きによる修正

年月日	項目	ページ	行	修正前	修正後	備考
平成26年10月17日		28～31	-		参考資料2の差替え	
平成26年11月12日	6 鑑定評価基準に則らない価格等調査への対応指針	12	下から6行目～	「証券化対象不動産について不動産鑑定評価基準に則らない価格等調査を行う場合の留意点」	「証券化対象不動産の継続評価の実施に関する留意点」	国土交通省の発文文書名
平成26年11月12日	6 鑑定評価基準に則らない価格等調査への対応指針	16	下から4行目～	「証券化対象不動産について不動産鑑定評価基準に則らない価格等調査を行う場合の留意点」	「証券化対象不動産の継続評価の実施に関する留意点」	国土交通省の発文文書名
平成27年3月18日	8 鑑定評価基準に則らない価格等調査を行う場合の成果報告書の対応指針	20	下から2行目	・・・鑑定評価基準に則らない価格等調査においては原則として「正常価格」「特定価格」等の・・・	・・・鑑定評価基準に則らない価格等調査においては「正常価格」「特定価格」等の・・・	
平成27年3月18日	8 鑑定評価基準に則らない価格等調査を行う場合の成果報告書の対応指針	21	上から17行目～	なお、成果報告書には、最低限、価格等調査ガイドライン「Ⅲ.業務の目的と範囲等に関する成果報告書への記載事項」に定める事項を記載する必要があることに留意する。	なお、成果報告書には、価格等調査ガイドライン「Ⅲ.業務の目的と範囲等に関する成果報告書への記載事項」に定める事項を記載する必要があることに留意する。さらに当該成果報告書が鑑定法第39条第1項の鑑定評価書の取扱いとなる場合は、価格等調査ガイドラインⅢに定める事項に加えて、調査価格等の決定に至った過程を記載する必要があることに留意する。	
平成27年3月18日	8 鑑定評価基準に則らない価格等調査を行う場合の成果報告書の対応指針	22	上から3行目～	・・・価格等調査ガイドラインに定める成果報告書の記載事項に従っていれば、実質的には法定記載事項を満たすことになると思われる。	・・・価格等調査ガイドラインに定める成果報告書の記載事項及び上記対応指針に従っていれば、実質的には法定記載事項を満たすことになると思われる。	